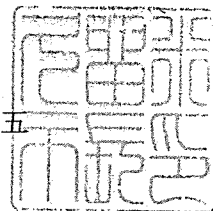


久留米市公告第 31 号

三潞総合支所庁舎清掃業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年1月19日

久留米市長 原口 新五



1 入札に付する事項

- (1) 業務名 三潞総合支所庁舎清掃業務委託
- (2) 履行場所
 - ①所在地 久留米市三潞町玉満2779-1
 - ②施設名 久留米市三潞総合支所庁舎およびその周辺
- (3) 業務内容 別紙「三潞総合支所庁舎清掃業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 予定価格 20,412,700円（税込み・3か年の総額）
入札書比較価格 18,557,000円（税抜き・3か年の総額）
- (6) 最低制限価格 18,779,200円（税込み・3か年の総額）
最低制限比較価格 17,072,000円（税抜き・3か年の総額）
- (7) 支払条件 年12回以内

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札参加資格確認申請書の提出期限において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。要件を満たさない者の入札は無効とする。
 - ① 久留米市内に本店もしくは支店・事業所を有し、かつ、久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市契約事務規則（昭和50年4月1日久留米市規則第9号）第16条第3項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に当該事業所が登載されている者であること。
 - ② 名簿に申請業種として、建物清掃が「登録」で登載されている者であること。
 - ③ 名簿に、市内外区分が「市内」又は「準市内」で登載されている者であること。
 - ④ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）」第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けている者であること。
 - ⑤ 平成27年4月1日以降、延べ床面積が2,000㎡以上の建築物（同一敷地内に複数の建築物があり、複数建築物の清掃業務を一括して受託している場合はその合計面積とする。）の清掃業務の元請負としての履行実績（1年以上）を有すること。
 - ⑥ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ⑦ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。